

岡山市液化石油ガスの保安 の確保及び取引の適正化に 関する法律審査基準

岡山市消防局

目 次

- 第1章 液化石油ガス販売事業の登録
- 第2章 保安機関の認定又はその更新
- 第3章 一般消費者等の数の増加の認可
- 第4章 保安業務規程の制定又は変更の認可
- 第5章 液化石油ガス販売事業者の認定
- 第6章 貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可
- 第7章 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可
- 第8章 貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査
- 第9章 充てん設備の許可
- 第10章 充てん設備の変更の許可
- 第11章 充てん設備の完成検査
- 第12章 充てん設備の保安検査
- 第13章 液化石油ガス設備工事の届出
- 第14章 特定液化石油ガス設備工事事業開始の届出
- 第15章 液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求
- 第16章 許可申請書の取下げの申出
- 第17章 許可の取消しの申出

制定・改正の経緯

- 制定 平成31年3月20日 岡消予第3287号 (平成31年4月1日施行)
- 全部改正 令和5年3月28日 岡消予第3141号 (令和5年4月1日施行)
- 一部改正 令和6年2月26日 岡消予第2813号 (令和6年2月26日施行)
- 一部改正 令和7年3月31日 岡消予第3188号 (令和7年4月1日施行)

第1章 液化石油ガス販売事業の登録

1 根拠法令及び条項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）
第3条第1項

2 関係法令

(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第3条第2項から第4項
まで、第3条の2第1項、第4条第1項、第11条及び第16条

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産
業省令第11号） 第4条、第6条、第11条、第14条、第15条

3 審査基準

(1) 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年通商産業省告示第
122号）

(2) 対象物を有効に保護できる障壁の具体例について（平成28年28商ガ安第11号）

(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び
解釈について（平成31年20190308保局第5号）

(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運
用について（令和3年20210203保局第1号）

(5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニユア
ル（平成28年3月作成 高圧ガス保安協会）（申請に係る提出書類）

4 標準処理期間

20日（申請日の翌日から起算し、休日等（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条
例第44号）第1条に規定する市の休日をいう。以下同じ。）及び書類の補正に要する期
間は、算入しない。）

第2章 保安機関の認定又はその更新

1 根拠法令及び条項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第29条第1項及び第32条第1項

2 関係法令

- (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第29条第2項及び第3項, 第30条, 第31条並びに第32条第2項
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和43年政令第14号) 第6条
- (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第29条から第33条まで

3 審査基準

- (1) 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について
- (3) 保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について(令和3年20210204保局第1号)
- (4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル(申請に係る提出書類)

4 標準処理期間

20日(申請日の翌日から起算し, 休日等及び書類の補正に要する期間は, 算入しない。)

第3章 一般消費者等の数の増加の認可

1 根拠法令及び条項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第33条第1項

2 関係法令

(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第31条（第3号及び第4号を除く。）及び第33条第3項

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第31条及び第32条

3 審査基準

(1) 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について

(3) 保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について

(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル（申請に係る提出書類）

4 標準処理期間

15日（申請日の翌日から起算し、休日等及び書類の補正に要する期間は、算入しない。）

第4章 保安業務規程の制定又は変更の認可

1 根拠法令及び条項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条第1項

2 関係法令

(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条第2項

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第39条第2項

3 審査基準

(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について

(2) 保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について

(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル（申請に係る提出書類）

4 標準処理期間

15日（申請日の翌日から起算し、休日等及び書類の補正に要する期間は、算入しない。）

第5章 液化石油ガス販売事業者の認定

1 根拠法令及び条項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条の6第1項

2 関係法令

(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条の6第2項

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第45条及び第46条

3 審査基準

(1) 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（平成9年通商産業省告示第121号）

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について

(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル（申請に係る提出書類）

4 標準処理期間

20日（申請日の翌日から起算し、休日等及び書類の補正に要する期間は、算入しない。）

第6章 貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可

1 根拠法令及び条項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第36条第1項

2 関係法令

- (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第36条第2項及び第37条
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第14条及び第52条から第55条まで

3 審査基準

- (1) 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成9年通商産業省告示第123号）
- (2) バルク供給および充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成9年通商産業省告示第127号）
- (3) 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年経済産業省告示第220号）
- (4) 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第10条及び第11条の運用解釈について（平成29年20170316商局第10号）
- (5) 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年20181105保局第5号）
- (6) 対象物を有効に保護できる障壁の具体例について
- (7) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について
- (8) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について
- (9) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル（申請に係る提出書類）
- (10) 液化石油ガス保安規則第9条第3項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条第1項に規定する充填設備に係る運用について（令和6年20240219保局第1号）

4 標準処理期間

20日（申請日の翌日から起算し、休日等及び書類の補正に要する期間は、算入しない。）

第7章 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可

1 根拠法令及び条項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の2第1項

2 関係法令

- (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条及び第37条の2第3項
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第14条及び第52条から第56条まで

3 審査基準

- (1) 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示
- (2) 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示
- (3) バルク供給および充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示
- (4) 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第10条及び第11条の運用解釈について
- (5) 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について
- (6) 対象物を有効に保護できる障壁の具体例について
- (7) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について
- (8) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について
- (9) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル（申請に係る提出書類）
- (10) 液化石油ガス保安規則第9条第3項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条第1項に規定する充填設備に係る運用について

4 標準処理期間

20日（申請日の翌日から起算し、休日等及び書類の補正に要する期間は、算入しない。）

第8章 貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査

1 根拠法令及び条項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の3第1項

2 関係法令

- (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第14条及び第52条から第55条まで

3 審査基準

- (1) 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示
- (2) 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示
- (3) バルク供給および充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示
- (4) 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第10条及び第11条の運用解釈について
- (5) 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について
- (6) 対象物を有効に保護できる障壁の具体例について
- (7) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について
- (8) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について
- (9) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル（申請に係る提出書類）
- (10) 液化石油ガス保安規則第9条第3項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条第1項に規定する充填設備に係る運用について

4 標準処理期間

10日（検査終了の日から起算し、休日等及び書類の補正に要する期間は、算入しない。）

第9章 充てん設備の許可

1 根拠法令及び条項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の4第1項

2 関係法令

- (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の4第2項
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第64条

3 審査基準

- (1) バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成9年通商産業省告示第127号）
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について
- (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について
- (4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル
- (5) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年通商産業省告示第291号）
- (6) 高压ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）
- (7) 高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（令和2年20200715保局第1号）
- (8) 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年20190606保局第4号）
- (9) 液化石油ガス保安規則第9条第3項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条第1項に規定する充填設備に係る運用について

4 標準処理期間

20日（申請日の翌日から起算し、休日等及び書類の補正に要する期間は、算入しない。）

第10章 充てん設備の変更の許可

1 根拠法令及び条項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の4第3項

2 関係法令

(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の2第1項及び第37条の4第2項

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第64条

3 審査基準

(1) バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について

(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について

(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル（申請に係る提出書類）

(5) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示

(6) 高压ガス保安法施行令関係告示

(7) 高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）

(8) 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について

(9) 液化石油ガス保安規則第9条第3項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条第1項に規定する充填設備に係る運用について

4 標準処理期間

20日（申請日の翌日から起算し、休日等及び書類の補正に要する期間は、算入しない。）

第11章 充てん設備の設置又は変更の完成検査

1 根拠法令及び条項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の4第4項

2 関係法令

(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の3第1項及び第37条の4第2項

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第64条

3 審査基準

(1) バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について

(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について

(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル（申請に係る提出書類）

(5) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示

(6) 高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）

(7) 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について

(8) 液化石油ガス保安規則第9条第3項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条第1項に規定する充填設備に係る運用について

4 標準処理期間

10日（検査終了の日から起算し、休日等及び書類の補正に要する期間は、算入しない。）

第12章 充てん設備の保安検査

1 根拠法令及び条項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の6第1項

2 関係法令

- (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の4第2項及び第37条の6第2項
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第64条及び第81条第1項

3 審査基準

- (1) バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について
- (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について
- (4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル(申請に係る提出書類)
- (5) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示
- (6) 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)
- (7) 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について
- (8) 液化石油ガス保安規則第9条第3項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条第1項に規定する充填設備に係る運用について

4 標準処理期間

10日(検査終了の日から起算し、休日等及び書類の補正に要する期間は、算入しない。)

5 その他

3(8)において、高圧ガス保安法の保安検査証の確認をもって行い、その確認した保安検査証を液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の保安検査証とみなす対象は、移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする施設に限る。

第13章 液化石油ガス設備工事の届出

1 根拠法令及び条項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第38条の3

2 関係法令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第14条, 第18条, 第19条, 第44条及び第86条から第88条まで

3 審査基準

- (1) 供給設備, 消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示
- (2) 高压ガス設備等の耐震性能を定める告示
- (3) 高压ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について
- (4) 対象物を有効に保護できる障壁の具体例について
- (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について
- (6) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について
- (7) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル(申請に係る提出書類)

4 標準処理期間

5日(届出日の翌日から起算し, 休日等及び書類の補正に要する期間は, 算入しない。)

5 留意事項

当該届出がなされた設備を廃止する場合は, 消防法(昭和23年法律第186号)第9条の3第2項(圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの廃止)の定めを準用して届出を行うことができる。

第14章 特定液化石油ガス設備工事事業開始の届出

1 根拠法令及び条項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第38条の10第1項

2 関係法令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第101条から第104条まで

3 審査基準

- (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル（申請に係る提出書類）

4 標準処理期間

5日（届出日の翌日から起算し、休日等及び書類の補正に要する期間は、算入しない。）

第15章 液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求

1 根拠法令及び条項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第3条の2第3項

2 関係法令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第5条

3 審査基準

- (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省第11号）の運用及び解釈の基準について（平成9年平成09・03・17資庁第1号）
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル（申請に係る提出書類）

4 標準処理期間

15日（届出日の翌日から起算し、休日等及び書類の補正に要する期間は、算入しない。）

第16章 許可申請書の取下げの申出

1 根拠法令及び条項

岡山市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（平成31年市規則第21号） 第4条

2 関係法令

(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第36条1項, 第37条の2第1項, 第37条の4第1項, 第37条の4第3項及び第37条の6第1項

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第51条, 第56条, 第59条, 第63条, 第65条, 第68条, 第81条2項

3 審査基準

なし

4 標準処理期間

5日（届出日の翌日から起算し、休日等及び書類の補正に要する期間は、算入しない。）

5 留意事項

(1) 納付された申請手数料については、還付されないものとする。

(2) 取下げができる時期については、許可等の申請を行った後でその許可等の処分等がなされるまでの間とする。

(3) 取下げの申出を行った場合は、副本は返却されないものとする。

第17章 許可の取消しの申出

1 根拠法令及び条項

岡山市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則 第5条

2 関係法令

- (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第36条1項, 第37条の2第1項, 第37条の4第1項, 第37条の4第3項
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第51条, 第56条, 第59条, 第63条, 第65条, 第68条

3 審査基準

なし

4 標準処理期間

5日(届出日の翌日から起算し, 休日等及び書類の補正に要する期間は, 算入しない。)

5 留意事項

- (1) 納付された申請手数料については, 還付されないものとする。
- (2) 当該申出による許可の取消しは, 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第25条, 第26条, 第35条の3, 第35条の10第1項及び第2項並びに第37条の7第1項の規定による取消しではなく行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第4号ニに該当し, 同号ただし書の規定による不利益処分以外の処分に当たるものとして行うものとする。
- (3) 取消しを受けようとする許可の許可書については, 返納するものとする。